

非課税上場株式等管理に関する約款

第1条（約款の趣旨）

1. この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、GMOクリック証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。
2. お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「オンライントレード取扱規程」その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。

第2条（非課税口座開設届出書等の提出）

1. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の前年の当社の定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項及び第20項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」及び住民票の写し等並びに「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類を提出して下さい。

ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。

なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管いたします。

2. 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」について、同一の勘定設定期間に当社又は他の証券会社若しくは金融機関に重複して提出することはできません。
3. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第17項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。
4. 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第5号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。

- ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき
 - ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき
5. お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。
6. 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第4号に規定する「非課税管理勘定廃止通知書」を交付します。

第3条(非課税管理勘定の設定)

1. 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」に記載された勘定設定期間においてのみ設けられます。
2. 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

第4条(非課税管理勘定における処理)

上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税管理勘定において処理いたします。

第5条(非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲)

当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場

株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、）のみを受け入れます。

- (1) 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の対価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの場合、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が100万円を超えないもの
- （イ） 受入期間内に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う有価証券の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの
- （ロ） 非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から租税特別措置法その他の法令で定める手続により移管がされる上場株式等
- (2) 租税特別措置法施行令第25条の13第10項に規定する上場株式等

第6条(譲渡の方法)

非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第3号又は第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

第7条(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

非課税口座から上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号に規定する事由に係るもの及び特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（第5条第2号により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報

通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第 8 条 (非課税管理勘定終了時の取扱い)

1. 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 5 年を経過する日に終了いたします（第 2 条第 6 項により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。
2. 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次のいずれかにより取扱うものとします。
 - (1) 第 5 条第 1 号口に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管（ただし、移管に係る払出し時の金額が、移管先の非課税管理勘定において既に受け入れた上場株式等の取得対価の額と合計して 100 万円を超えないものに限りします。）
 - (2) 非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座（他の株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座をいいます。）への移管（特定口座への移管は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りします。）

第 9 条 (他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等)

当社は、第 5 条第 1 号口及び前条第 2 項第 1 号に基づく移管は、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 9 項の定めるところにより行います。

第 10 条 (非課税口座取引である旨の明示)

1. お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りします。）。
2. お客様が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客様から、当社の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

第 11 条 (取得対価の額の合計額が 100 万円を超える場合の取扱い)

1. お客様が当社に対し、非課税口座での上場株式等や投資信託の取得に係る注文等を行い、当該注文等の約定の結果、当該非課税口座に係る非課税管理勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計額が 100 万円を超える場合には非課税口座ではなく課税口座

(特定口座の開設がある場合は特定口座、特定口座の開設が無い場合は一般口座)でのお取扱とします。

2. 第1項の規定は、第5条第1号に掲げる上場株式等においても同様とします。

第12条(契約の解除)

次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- (1) お客様から租税特別措置法第37条の14第17項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- (2) 租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国の日
- (3) お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- (4) お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日
- (5) お客様がこの約款の変更に同意されないとき

第13条(準拠法・合意管轄)

- (1) 本規程は、日本国法を準拠法とします。
- (2) お客様と当社との間に生じた本サービスに関する訴訟については、当社本店所在地を管轄とする地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第14条(約款の変更)

この約款の変更については、オンライントレード取扱規程第41条を準用します。

平成27年10月13日
GMOクリック証券株式会社